

自家消費型太陽光発電設備等設置事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域脱炭素移行重点対策補助金交付要綱（令和5年矢巾町告示第75号。以下「要綱」という。）第2条第3項、第4条第4項及び第6条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家消費型太陽光発電設備 未使用品であって、自家消費を主たる目的として住宅又は事業所における太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備をいう。
- (2) 定置型蓄電設備 未使用品であって、前号の太陽光発電設備と常時接続しており、同接続が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備をいう。
- (3) 補助対象設備 地域脱炭素移行重点対策補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる太陽光発電設備及び定置型蓄電設備をいう。

(交付対象者)

第3条 この要領において、補助金の交付を受けることができる者は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第5号までに掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 個人が所有し、自ら居住する若しくは自ら居住するために新築する町内の専用住宅又は民間事業者が所有する事業所（店舗又は事務所と住居が併設されている併用住宅を含む。）であること。
- (2) 前号の専用住宅又は事業所に、PPA 又はリースにより、補助対象設備を提供すること。
- (3) 第1号の専用住宅又は事業所に、補助対象設備に対する国、県又は町から同種の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (4) 町税の滞納をしていないもの。
- (5) 矢巾町暴力団排除条例（平成24年矢巾町条例第7号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 補助対象設備の購入費及び工事費
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助要件等) 第5条 補助対象設備の補助要件等は、次の表のとおりとする。

補助対象設備	補助要件	補助率、補助限度額等
自家消費型太陽光発電設備	専用住宅又は事業所に設置するものであって、次に掲げるもの (1) 町内で所有する専用住宅又は事業所に当該家屋の屋根部分に設置するものであること。 (2) 当該設備が製品として商用化され、市場において導入実績があること。 (3) 既存設備の更新の場合は、太陽光発電設備の法定耐用年数17年を経過していること。 (4) 発電する電力のうち、自家消費する電力量が、次の割合以上であること。 ア 専用住宅 30% イ 事業所 50% (当該事業所における自家消費分を含め、発電電力量の 50%以上が県内で消費されること。) (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに規定する接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (7) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値は、当該需要家に帰属するものとし、その	要綱第2条第3項の表に定めるもののほか、次のとおりとする。 家庭用：個人設置。PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合も含む。 業務用：民間事業者設置。PPA・リース等により公共設備等及び個人の施設等に導入される場合を除く。 ※交付額の算定に用いる太陽光発電設備の出力は太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかの低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

	旨を契約書その他これを証する書類により確認できること。 (8) 補助対象設備の法定耐用年数を経過するまでは、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 (9) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと。また、特に次に掲げる事項について適切に対応すること。ただし、補助対象設備の設置形態その他の事情により適用を要しない事項については、この限りでない。 ア 地域住民及び関係自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施すること。 イ 関係法令及び条例の規定を遵守し、設備の設計及び施工を行うこと。 ウ 防災、環境保全及び景観保全に配慮して補助対象設備の設計を行うこと。 エ 一の場所において、補助対象設備を複数の設備に分割したものではないこと。 オ 20 kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に、事業者名、代表者氏名、住所、連絡先、	
--	--	--

	保守点検責任者及び運転開始年月日その他必要な事項を記載した標識を掲示すること。ただし、屋根置き太陽光発電設備については、関係する国の取扱いに基づき対応すること。 カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収等に対応するため、発電設備の設計図書、施工記録、竣工試験データその他必要な完成図書を作成し、適切に管理及び保存すること。 キ 設備の設置後は、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から、国が定める出力制御の指針に基づく出力制御の要請を受けた場合は、適切な方法により協力すること。 ケ 防災、環境保全又は景観保全の観点から、計画段階で予期しなかった問題が生じた場合は、必要な対策を講じ、災害防止、自然環境への影響低減及び近隣への配慮を行うこと。 コ 補助対象設備を処分する場合は、関係法令等の規定を遵守すること。 サ 10 kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体、撤去及び処分等に係る費用について、必要な経費を算定し、積立その他の方法により確保する計	
--	--	--

	画を策定するとともに、発電事業終了時には適切な廃棄及びリサイクルを実施すること。 シ 10 kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備え、火災保険、地震保険及び第三者賠償保険等への加入に努めること。 (10) 個人の場合の設置上限は、10kW未満（太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システム）とし、事業者が20kW以上のものを設置するときは、事前に町民環境課に相談のうえ、交付申請を行うこと。	
定置型蓄電設備	専用住宅又は事業所に設置する設備であって、次に掲げるもの (1) 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (2) 蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量）1 kWh 当たりの価格（工事費込み・消費税及び地方消費税を除く）が次に掲げるものとなるように努めること。 ア 家庭用：12.5 万円／kWh 以下 イ 業務用：11.9 万円／kWh 以下	要綱第 2 条第 3 項の表に定めるもののほか、次のとおりとする。 家庭用：蓄電池容量が 4,800Ah・セル未満のものをいう。 業務用：蓄電池容量が 4,800Ah・セル以上のものをいう。 交付額の算定は、工事費込みとする（税抜き）。また、交付額の算定に用いる蓄電容量は、kWh 単位の小数点第 2 位以下を切り捨てた値とする。

	(3) 当該設備が製品として商用化され、市場において導入実績があること。 (4) 既存設備の更新の場合は、蓄電池の法定耐用年数6年を経過していること。 (5) 家庭用蓄電池（4,800Ah ・セル未満）：別表に掲げる仕様に適合するものであること。 (6) 業務用蓄電池（4,800 Ah ・セル以上）：盛岡地区広域消防組合火災予防条例(昭和 46 年盛岡地区広域消防組合条例第3号)で定める安全基準を満たす蓄電システムであること。	
--	---	--

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象設備をPPAにより実施する場合は、需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者（以下「PPA事業者」という。）に対して交付金が交付されたうえで、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備・蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金相当分の4/5とすることができる。）及びサービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- 4 補助対象設備をリース契約により実施する場合は、リース事業者に対して交付金が交付されたうえで、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(交付の申請)

第6条 申請者は、要綱第4条第1項の様式第1号に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票又は法人登記履歴事項全部証明書
- (2) 申請等に係る権限の委任状(様式第1号)(申請者の代理人として、補助金制度の申請手続、補助金の請求及び受領に関することの権限を委任された場合に限る。)
- (3) 家屋所有者からの設置承諾書(様式第2号)及び賃貸借契約書の写し(補助対象設備を設置する家屋が申請者の所有ではない場合に限る。)
- (4) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(設備等の内訳の記載があるもの)
- (5) 補助対象設備の設置個所及び家屋の見取図
- (6) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かる書類)
- (7) 補助対象設備の申請者に町税の未納がないことが分かる証明証
- (8) 補助対象設備を設置する家屋の不動産登記事項証明書(申請時に未登記であって後に家屋の登記を行う予定の場合は、第10条の規定による実績報告書の提出の際に提出することとし、登記の予定がない場合は、当該家屋に固定資産税が課されていることが明らかな書類又は当該家屋の工事請負契約書若しくは売買契約書とする。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び条件)

第7条 町長は、前条の規定による申請書等が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査により、補助金交付の要件に適合すると認めたときは、要綱第4条第2項の様式第2号により通知するものとする。

2 補助金の交付の目的を達成するために附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、町長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために必要な報告を求めた場合は、遅滞なくこれに応じること。

(補助事業の着手)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、補助対象設備の設置に着手(補助対象経費に係る部分の工事を行うことをいう。)してはならない。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業に変更が生じるときは、町長に変更の申請を行わなければならない。

2 第6条及び第7条の規定は、内容の変更について準用する。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助対象設備の設置を完了した日から起算して30日以内若しくは町長が別に指定する日までに、要綱第4条第3項の様式第3号に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る実績報告書(様式第3号)
- (2) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し
- (3) 補助対象設備の設置に係る領収書等及び内訳書の写し
- (4) 補助対象設備の確定仕様及び補償期間が分かる書類
- (5) 補助対象設備を設置した家屋の施行前及び施行後の状況を記録したカラー写真(設置場所や製造番号がわかるものを含む。)
- (6) 系統連系にかかる申込書の写し又は系統連系した接続日が分かる書類
- (7) 売電することが確認できる書類(余力電力を売電する場合に限る。)
- (8) PPA事業実施契約書の写し又はリース契約書の写し(PPA又はリースの場合に限る。)
- (9) 太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類(定置型蓄電設備を設置する場合に限る。)
- (10) 不動産登記事項証明書(申請時に未登記であって、請求時に登記されている家屋の場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(利用状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年度に限り、利用状況報告書(様式第4号)に太陽光発電の自家消費率を証するものを付して、町長が指定する日までに報告しなければならない。

(補助事業の中止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、事業中止届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、矢巾町補助金交付規則(昭和37年矢巾町規則第1号。以下「規則」という。)第19条及び要綱第5条の規定により財産の処分をするときは、補助対象設備処分承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、交付事業者の結果を通知するものとし、財産の処分を承認するときは、補助事業者に対し、規則第16条に基づき補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求する場合がある。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月30日から施行する。

この要領は、令和7年8月4日から施行する。

この要領は、令和7年10月10日から施行する。

この要領は、令和8年8月5日から施行する。

別表(第5条関係) 定置型蓄電設備の仕様

1. 蓄電池パッケージ

蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量 製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこととし、使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。)

(b) 定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は、W、kW又はMWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合は、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は、製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨

てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW又はMWのいずれかとする。

(d) 保有期間 補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

(e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

〈表示例〉『使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。』

(f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

3. 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2 又はIEC62619 の規格を満足すること。

4. 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。

※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は、「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

※ 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

5. 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

6. 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は、含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh
未満の蓄電システムは、対象外とする。